

第34号議案

令和元年9月27日
任用給与課

東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係、勤務時間関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則については、別添1のとおり一部改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都教育委員会規則等の一部改正については申請（別添2）のとおり承認する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都教育委員会規則等の一部改正（別添2）

- 1 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 2 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
公安職給料表 8 級 昇格時職務区分別 号給表 別表第 8 口	【組織改正に伴う規定整備】 職務区分 2 に規定されている職から「取調監督室長」を削除 <参 考>取調監督室長の位置付け [現 行] [改正後] 総務部・理事官級（部長級） → 総務部企画課・管理官級（課長級）
施 行 期 日 附則	令和元年10月 1 日

II 東京都教育委員会規則等の一部改正

1 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
任 用 数 第3条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見出し改正 ○ 「定数」 → 「任用数」 ○ 「教育委員会」 → 「東京都教育委員会教育長」
任 用 第4条	<ul style="list-style-type: none"> ○ 見出し改正 ○ 職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育委員会が任命（新たに規定） ○ 選考は公募によることとし、その方法及びその他必要な事項は、教育長が別に定める（新たに規定）
服 務 第7条	地方公務員法に定めるもののほか、東京都立学校職員服務規程その他教育委員会が定める服務に関する規程を適用（第2項から第4項までを削除）
分 限 及 び 懲 戒 第8条	<p>【条例直接適用に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 見出し改正 ○ 職員の分限に関する条例及び職員の懲戒に関する条例の定めによる ○ 懲戒条例の読替え 「職員給与条例第12条」 → 「学校職員給与条例第14条」 「第15条」 → 「第17条」
勤 務 時 間 第14条第1項	準常勤講師認定廃止に伴い、1週間を単位とする勤務時間の上限を統一 準常勤講師26時間、準常勤講師以外13時間 → 26時間
休 日 第17条第1項 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言い替え規定を追加 ○ 勤務時間が割り振られている日が休日に当たるときの振替の範囲 「当該月内」 → 「任用期間の範囲内」
勤務時間の振替え 第17条の2	教育委員会が特に必要と認める場合の勤務時間の振替 「当該勤務時間の属する週を含めた4週間」 → 「任用期間」
休 憩 時 間 第17条の3（新設）	常勤職員の規定を準用

年次有給休暇の付与
第18条第1項

別表第1

○ 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、日数は各学校における所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間に応じて、一会計年度において別表第1のとおり

所定の勤務日数 (4月1日から翌年3月31日まで任用される場合)		週5日以上	週4日	週3日	週2日	週1日
任用期間中の勤務日数 (上記以外の任用期間の場合)		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
在職期間	1年未満	10日	7日	5日	3日	1日
	1年	11日	8日	6日	4日	2日
	2年	12日	9日	6日	4日	2日
	3年	14日	10日	8日	5日	2日
	4年	16日	12日	9日	6日	3日
	5年	18日	13日	10日	6日	3日
	6年以上	20日	15日	11日	7日	3日

第2項

○ 数校兼ねて勤務しているときは、各学校における勤務日数に応じて学校ごとに年次有給休暇を付与

第3項

○ その年度に使用しなかった年次有給休暇がある場合には、翌年度に限り請求できる。ただし、前年度の当該学校における勤務実績が8割に満たない時間講師については、この限りではない

第4項(新設)

○ 勤務実績の算定において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす

- ・ 年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間により勤務しなかった期間
- ・ 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかった期間
- ・ 育児休業を承認され、勤務しなかった期間
- ・ 職務専念義務を免除され、勤務しなかった期間
- ・ 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第1号から第4号までの原因に該当し、勤務できなかった期間

第5項

○ 年次有給休暇は、1日を単位として付与。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として付与

第6項(新設)

○ 1日を単位とした年次有給休暇を請求した場合は、1時間を単位とした休暇を与えてはならない

第7項(新設)

○ 1時間単位の年次有給休暇の日への換算

- ・ 年次有給休暇を請求する学校における1日の勤務時間をもって1日
- ・ 勤務日ごとの勤務時間数が異なる場合の換算は、教育長が別に定める

第8項(新設)

○ 次の場合の年次有給休暇の取扱いは、教育長が別に定める

- ・ 東京都の会計年度任用の職以外の職にあった者が引き続き時間講師として新たに任用される場合
- ・ 東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き時間講師として新たに任用される場合

第9項

○ 年次有給休暇は請求があった時季に与えるが、職務に支障がある場合には他の時季に与えることができる

第10項(新設)

○ 上記により難しい場合の年次有給休暇の取扱いは、教育長が別に定める

<p>特 別 休 暇 第18条の2（新設） 第1項第1号 別表第2</p> <p>第2号</p> <p>第2項</p> <p>第3項</p> <p>第4項</p> <p>第5項 第7項</p> <p>第6項</p>	<p>○ 夏季休暇は1日を単位とし、夏季の期間において、所定の勤務日数に応じて、別表第2に掲げる日数以内とする</p> <table border="1" data-bbox="560 185 919 356"> <thead> <tr> <th>所定の勤務日数</th> <th>付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>週4日以上</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>週3日</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ その他、特別休暇の規定は、常勤職員の規定を準用する (読替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「正規の勤務時間」→「当該時間講師について定められた勤務時間」 ・ 「一の年」→「一の年度」 <p>○ 子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認は、1週間の所定の勤務日数が3日以上の間講師に限る</p> <p>○ 子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の1時間単位での承認は、当該休暇を申請する学校において1日につき定められた勤務時間が4時間以上である間講師に限る</p> <p>○ 1時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇は、1日の勤務時間をもって1日。勤務日ごとの勤務時間数が異なる場合の換算は、教育長が別に定める</p> <p>○ 数校兼ねて勤務しているときは、各学校における1週間の所定の勤務日数に応じて学校ごとに子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認。詳細については、教育長が別に定める</p> <p>○ 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇及び慶弔休暇は、各学校における承認期間及び回数を通算</p>	所定の勤務日数	付与日数	週4日以上	3日	週3日	2日
所定の勤務日数	付与日数						
週4日以上	3日						
週3日	2日						
<p>介 護 休 暇 第18条の3（新設） 第1項 第2項</p> <p>第3項</p> <p>第4項</p>	<p>○ 常勤職員の規定を準用 (読替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」→「介護休暇」 ・ 「6月」→「93日」 ・ 「180日」→「93日」 ・ 「正規の勤務時間」 →「申請する時間講師について定められた勤務時間」 <p>○ 次のいずれにも該当する場合、介護休暇を承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上 ・ 介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない ・ 1週間の所定の勤務日数が3日以上 <p>○ 数校兼ねて勤務しているときは、各学校における1週間の所定の勤務日数に応じて与える。ただし、承認期間は各学校を通算</p>						

<p>介 護 時 間 第19条（新設） 第1項 第2項</p> <p>第3項</p> <p>第4項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤職員の規定を準用（読替え） <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3年の期間内」→「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する3年の期間内に限る。）」 ・ 「正規の勤務時間」→「申請する時間講師について定められた勤務時間」 ・ 「2時間」→「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」 ・ 「第22条」→「第18条の2第1項第2号で準用する勤務時間規則第22条」 ・ 「2時間」→「基準時間」 ○ 次のいずれにも該当する場合、介護時間を承認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間が1年以上 ・ 1週間の所定の勤務日数が3日以上 ・ 介護時間を申請する学校において1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある ○ 数校兼ねて勤務しているときは、各学校における1週間の所定の勤務日数に応じて与える。ただし、承認期間は各学校を通算 																																
<p>年次有給休暇等の申請 第20条の2</p>	<p>常勤職員の規定を準用</p>																																
<p>期 間 計 算 第21条</p>	<p>【特別休暇等新設に伴う規定整備】 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇及び介護休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務を割り振られない日を含む</p>																																
<p>報 酬 第22条第1項第1号 別表第3</p> <p>第2号 第2項（新設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「基礎報酬」→「報酬」 ○ 第一種報酬の経験区分に14～18区分を追加 <table border="1" data-bbox="558 1205 1252 1731"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育職員としての経験年数等</th> <th rowspan="2">時間額（円）</th> </tr> <tr> <th>経験区分</th> <th>経験年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1年未満</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1年以上2年未満</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2年以上3年未満</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>13年以上14年未満</td> <td>2,960</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>14年以上15年未満</td> <td>3,050</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>15年以上16年未満</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>16年以上17年未満</td> <td>3,250</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>17年以上</td> <td>3,350</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第二種報酬は通勤手当に相当する旨を新たに規定 ○ 第一種報酬の額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の時間額を基準として、各年度の4月1日に見直し 	教育職員としての経験年数等		時間額（円）	経験区分	経験年数	1	1年未満	1,880	2	1年以上2年未満	1,950	3	2年以上3年未満	2,020	⋮	⋮	⋮	14	13年以上14年未満	2,960	15	14年以上15年未満	3,050	16	15年以上16年未満	3,150	17	16年以上17年未満	3,250	18	17年以上	3,350
教育職員としての経験年数等		時間額（円）																															
経験区分	経験年数																																
1	1年未満	1,880																															
2	1年以上2年未満	1,950																															
3	2年以上3年未満	2,020																															
⋮	⋮	⋮																															
14	13年以上14年未満	2,960																															
15	14年以上15年未満	3,050																															
16	15年以上16年未満	3,150																															
17	16年以上17年未満	3,250																															
18	17年以上	3,350																															
<p>報 酬 の 支 払 第22条の2（新設）</p>	<p>学校職員給与条例及び学校職員給与条例施行規則の規定を準用</p>																																
<p>報 酬 の 支 給 方 法 第23条第1項 第2項（新設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「基礎報酬」→「第一種報酬」 ○ 第二種報酬の支給方法については、学校職員給与条例の規定を準用 																																

報酬の減額 第23条の2（新設） 第1項 第2項 第3項	○ 第一種報酬から減額し、その算定方法は、勤務しない時間の合計に時間額を乗じて得た額 ○ 減額すべき事実のあった日の翌月に減額し、やむを得ない場合には、その後の報酬支給の際に減額 ○ 減額する場合には、常勤職員の例により、報酬減額整理簿を作成し保管																				
報酬の減額免除 第23条の3第1項 第3項 （新設）	○ 報酬の減額を免除することができる事由を新たに規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防 ・ 災害交通遮断 ・ 事故欠勤 ・ 学校の業務停止 ・ 職員団体等の適法な交渉 ・ 人事委員会の承認を得て教育委員会が定めた事項 ○ 免除の手續は、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による（旧第24条削除）																				
報酬からの控除 第24条（新設）	学校職員給与条例の規定を準用																				
期末手当の支給対象外職員 第26条（新設） 第1項 第2項	○ 基準日（6月1日及び12月1日）在職者で、基準日現在、以下に該当する者 <ol style="list-style-type: none"> ① 一会計年度において教育委員会に任用される期間が通算して6月未満 ② 基準日付け採用者 ③ 心身の故障、災害による生死不明又は所在不明等で休職中の者 ④ 刑事休職中の者 ⑤ 停職中の者 ⑥ 専従休職中の者 ⑦ 育児休業中の者 ⑧ 自治法派遣中の者 ⑨ 上記のほか、教育長が別に定める者 ○ 基準日前1か月以内の退職者又は死亡者から除かれる者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職、失職、又は死亡の日において、上記①、④～⑦、⑨のいずれかに該当した者 ・ 分限免職された者 ・ 欠格条項により失職した者 ・ 懲戒免職された者 ・ 講師条例の適用を受けていた者で、退職後新たに講師条例の適用を受けることとなった者 																				
期末手当の支給割合 第27条（新設）	支給期間（基準日以前6か月以内）における在職期間の区分に応じ、常勤職員と同様に定める割合 （参考：「学校職員の期末手当に関する規則」第3条の表） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #a2d4c9;"> <th>在職期間</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150日以上</td> <td>100/100</td> </tr> <tr> <td>135日以上150日未満</td> <td>90/100</td> </tr> <tr> <td>120日以上135日未満</td> <td>80/100</td> </tr> <tr> <td>105日以上120日未満</td> <td>70/100</td> </tr> <tr> <td>90日以上105日未満</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>60日以上 90日未満</td> <td>50/100</td> </tr> <tr> <td>30日以上 60日未満</td> <td>30/100</td> </tr> <tr> <td>1日以上 30日未満</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	支給割合	150日以上	100/100	135日以上150日未満	90/100	120日以上135日未満	80/100	105日以上120日未満	70/100	90日以上105日未満	60/100	60日以上 90日未満	50/100	30日以上 60日未満	30/100	1日以上 30日未満	10/100	0	0
在職期間	支給割合																				
150日以上	100/100																				
135日以上150日未満	90/100																				
120日以上135日未満	80/100																				
105日以上120日未満	70/100																				
90日以上105日未満	60/100																				
60日以上 90日未満	50/100																				
30日以上 60日未満	30/100																				
1日以上 30日未満	10/100																				
0	0																				

<p>期末手当の支給割合算定に係る在職期間 第28条（新設）</p> <p>第1項 第2項</p> <p>第3項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講師条例の適用を受ける時間講師として在職した期間について、日を単位として計算 ○ 除算期間については、それぞれ定める割合を乗じて得た期間を除算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停職期間 10割 ・ 専従休職期間 10割 ・ 職務専念義務を免除された期間（災害交通遮断期間を除く） 10割 ・ 病気休職等、刑事休職期間 5割 ・ 育児休業期間 5割 ・ 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間 教育長が別に定める割合 ・ 勤務時間の一部において、上記の事由により勤務しなかった期間 教育長が別に定める期間
<p>在職期間の通算 第29条（新設）</p> <p>第1項</p> <p>第2項 第3項</p>	<p>【通算される者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の者から引き続き時間講師となった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校職員給与条例又は給与条例の適用を受けていた者 ・ 特に教育長が定める者 <p>【通算方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異なる任命権者に任用された期間は通算しない ○ 在職期間の算定は、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用
<p>期末手当基礎額の意義 第30条（新設）</p> <p>第1項 第2項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期末手当基礎額 第一種報酬の額×一週間当たりの勤務すべき勤務時間数×52週÷12月 <p>（上記によらない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準日前1か月以内に退職・失職・死亡した者 退職・失職・死亡した日の前日における当該者が受けるべき第一種報酬に基づく期末手当基礎額 ○ 基準日に労働者災害補償保険法等に基づき休業補償等を受けている者 当該者の第一種報酬（減額されている場合は減額後の額）に基づく期末手当基礎額 ○ 基準日に懲戒処分による減給期間中の者 減給後の第一種報酬に基づく期末手当基礎額 ○ 基準日に育児休業中の者 基準日における当該者が受けるべき第一種報酬に基づく期末手当基礎額 ○ 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額
<p>期末手当の支給日 第31条（新設）</p>	<p>6月期：6月30日（教育長が別に定める場合は12月10日） 12月期：12月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給日が土曜日又は日曜日 直前の営業日 ・ 非常災害等により支給日に支給できない場合 教育長が別に定める支給日
<p>期末手当基礎額の端数計算 第32条（新設）</p>	<p>1円未満端数切捨て</p>
<p>派遣 第33条第3項 第4項（新設）</p>	<p>【区市町村に派遣される時間講師】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条文の削除・新設に伴う規定整備 ○ 派遣時間講師の職免に関する規程等の読替え

<p>規 定 整 備</p> <p>第6条 (削除) 第9条 (削除) 第9条の2 (削除) 第10条 (削除) 第12条 (削除) 第13条 (削除) 第11条 (削除) 第14条第1項 第1号、第2号 (削除) 第20条 (削除) 第25条 (削除)</p>	<p>【時間講師を会計年度任用職員とすることに伴う改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法及び学校教育法が適用されるため、欠格条項の規定を削除 ○ 地方公務員法及び服務規程が適用されるため、退職等の規定を削除 ○ 教育公務員特例法が適用されるため、研修の規定を削除 ○ 準常勤講師の設定の廃止に伴う規定削除 ○ 勤務時間規則を準用するため、慶弔休暇の規定を削除 ○ 期末手当の支給に伴う規定削除 ○ 別記第1号様式～第7号様式削除
<p>施 行 期 日</p> <p>附則第1項</p>	<p>令和2年4月1日</p>
<p>附 則</p> <p>附則第6項</p>	<p>令和2年3月31日以前に時間講師として在職した期間は、期末手当支給割合算定に係る在職期間に通算しない</p>

経過措置

附則第2項

【経過措置の対象者】

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間、引き続き以下全てに該当する者

- ・ 1年間継続雇用の者
- ・ 週当たり12時間以上の教科の授業を担当する者
- ・ 週当たり3日以上の出勤日数を有する者

附則第3項

附則第4項

【病気休暇廃止に伴う経過措置】

- 病気休暇を付与する基準は、常勤職員の病気休暇の規定を準用
- 病気休暇の日数は、90日

附則第5項

【付加報酬廃止に伴う経過措置】

- 経過措置の対象者に係る第一種報酬の額は下表のとおり

教育職員としての経験年数等		時間額（円）			
経験区分	経験年数	本則	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	1年未満	1,880			
2	1年以上2年未満	1,950	2,140		
3	2年以上3年未満	2,020	2,220	2,140	
4	3年以上4年未満	2,090	2,300	2,220	2,140
5	4年以上5年未満	2,160	2,380	2,300	2,220
6	5年以上6年未満	2,230	2,460	2,380	2,300
7	6年以上7年未満	2,310	2,540	2,460	2,380
8	7年以上8年未満	2,400	2,630	2,540	2,460
9	8年以上9年未満	2,490	2,730	2,630	2,540
10	9年以上10年未満	2,580	2,840	2,730	2,630
11	10年以上11年未満	2,660	2,940	2,840	2,730
12	11年以上12年未満	2,780	3,030	2,940	2,840
13	12年以上13年未満	2,860	3,170	3,030	2,940
14	13年以上14年未満	2,960	3,260	3,170	3,030
15	14年以上15年未満	3,050	3,260	3,260	3,170
16	15年以上16年未満	3,150	3,260	3,260	3,260
17	16年以上17年未満	3,250	3,260	3,260	3,260
18	17年以上	3,350	3,350	3,350	3,350

附則第6項ただし書

- 令和2年6月1日の基準日に係る期末手当について、令和元年12月2日から令和2年3月31日までの在職期間を支給期間に通算

2 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

短時間勤務の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容						
任 用 第6条第1項 第2項 第3項 別記第1号様式 (削除)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の試験及び選考に関する規則に基づく旨の規定を削除 ○ 選考は公募による旨を新たに規定 ○ 辞令に係る様式を削除 						
任 期 第7条第4項 (削除)	再任用に引き続き日勤講師に任用する場合の再度任用の回数の上限を廃止						
勤 務 時 間 第16条の2 (新設)	1日の勤務時間が職務の性質により7時間45分により難い場合の勤務時間を5時間とする						
勤 務 日 数 第17条第1項 第2項 (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1日の勤務時間が7時間45分の日勤講師 1任期につき192日を超えない範囲で、月16日相当の日数を教育長が別に定める ○ 1日の勤務時間が5時間の日勤講師 1任期につき216日を超えない範囲で、月18日相当の日数を教育長が別に定める 						
超 過 勤 務 第19条の2	「1日につき7時間45分の勤務時間以外の時間において」 →「1日につき定められた勤務時間以外の時間において」						
年次有給休暇の付与 第20条第4項第5号 第7項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「別表第1項から第4項まで」→「別表第1号から第4号まで」 ○ 「7時間45分」→「1日の勤務時間」 						
1時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等 第24条第1項	「7時間45分」→「1日の勤務時間」						
報 酬 第26条第1項第1号 別表第3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種報酬は、一日の勤務時間を基準として定める報酬（別表第3）及び超過勤務に対する報酬 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">一日の勤務時間が7時間45分の日勤講師</td> <td>報酬額 (月額)</td> <td>194,400円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2f1;">一日の勤務時間が5時間の日勤講師</td> <td>報酬額 (月額)</td> <td>141,100円</td> </tr> </tbody> </table>	一日の勤務時間が7時間45分の日勤講師	報酬額 (月額)	194,400円	一日の勤務時間が5時間の日勤講師	報酬額 (月額)	141,100円
一日の勤務時間が7時間45分の日勤講師	報酬額 (月額)	194,400円					
一日の勤務時間が5時間の日勤講師	報酬額 (月額)	141,100円					
報酬の減額免除 第29条第3項 第4項、第5項 別記第2号様式 (削除)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免除の手続は、常勤職員の例による ○ 第3項の規定によるため削除 						

規定整備 第1条 第29条第1号	○ 「第2条第3項」→「第2条第2項」 ○ 「別表第1項から第4項まで、第7項及び第15項」 →「別表第1号から第4号まで、第7号及び第15号」
一部改正規則の規定整備 第7条第4項 第22条の2第3項 第30条第2項第3号	【規定整備】*1 ○ 第7条第4項に係る改正規定を削除 ○ 介護時間承認の要件を号建てで規定 【成年被後見人等に係る欠格条項の削除に伴う規定整備】*2 地方公務員法第16条で定める欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されることに伴い、該当規定を削除
文言整備 改正規則附則第1項	「平成32年4月1日」→「令和2年4月1日」
一部改正規則附則 改正規則附則第4項	令和2年3月31日以前に日勤講師として在職した期間は、期末手当支給割合算定に係る在職期間に通算しない
施行期日 附則第1項 第1号 第2号	令和2年4月1日 *1の改正規定 公布の日 *2の改正規定 令和元年12月14日

3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

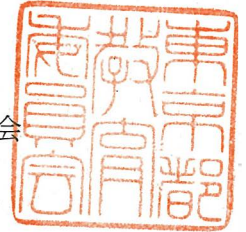
項 該 当 条 目 文	内 容
給与等の減額 第10条第3項(新設) 第2項	【会計年度任用職員制度の導入に伴う規定整備】 部分休業により報酬を減額する場合、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の適用を受ける職員にあつては当該規則第23条の2(報酬の減額)の規定を準用する旨を規定 【文言整備】 日勤講師の報酬減額に係る規定を第2項から第3項へ移行
施行期日 附則	令和2年4月1日

31 教人勤第 188 号
令和元年 9 月 20 日



東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会



都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、会計年度任用職員制度の導入に伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 4 条等の規定に基づき、承認方申請します。

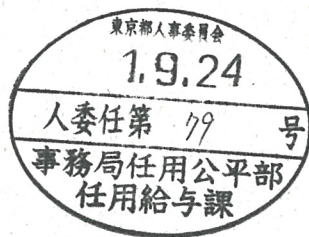
記

- 1 改正する規則
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和 49 年東京都教育委員会規則第 24 号）
- 2 改正の理由
会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

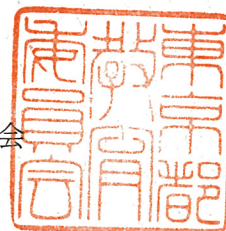


31 教人勤第 189 号
令和元年 9 月 20 日

東京都人事委員会 殿



東京都教育委員会



都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する
日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について（申請）

このことについて、日勤講師に新たな勤務形態を導入することに伴い、下記のとおり規則を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 9 条等の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

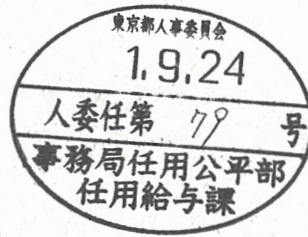
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成 19 年東京都教育委員会規則第 60 号）
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（平成 30 年東京都教育委員会規則第 13 号）

2 改正の理由

新たな勤務形態を導入することに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり



31 総人職第 603 号
令和元年 9 月 20 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子



職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東京都条例第 10 号）第 17 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年東京都規則第 35 号）
- 2 改正の理由
教育庁の都立学校等で勤務する時間講師が令和 2 年度から会計年度任用職員となることに伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八口の部二の項中 「~~本~~」の羅の羅を「~~本~~」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

規則改正案文一覧

～ 目次 ～

II 東京都教育委員会規則等の一部改正

- 1 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（32頁）
- 3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（38頁）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（任用数）」に改め、同条中「定数」を「任用数」に、「教育委員会」を「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第四条の見出しを「（任用）」に改め、同条第一項中「時間講師は、」の下に「職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 選考は公募によることとし、その方法その他必要な事項は、教育長が別に定める。

第四条第三項を削る。

第六条から第十三条までを次のように改める。

第六条 削除

（服務）

第七条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）に定めるもののほか、時間講師の服務については、東京都立学校職員服務規程（昭和

六十三年東京都教育委員会訓令第八号)その他教育委員会が定める服務に関する規程を適用する。

(分限及び懲戒)

第八条 時間講師の分限及び懲戒については、職員の分限に関する条例(昭和二十六年東京都条例第八十五号)及び職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年東京都条例第八十四号)の定めるところによる。この場合において、職員の懲戒に関する条例第三条第二項中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)第十条」とあるのは「学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)第十四条」と、「第十五条」とあるのは「第十七条」と読み替えるものとする。

第九条から第十三条まで 削除

第十四条第一項中「次の各号に規定する時間」を「二十六時間」に改め、同項各号を削る。

第十七条第一項中「第四十五号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第三項中「当該月内」を「任用期間の範囲内」に改める。

第十七条の二中「当該勤務時間の属する週を含めた四週間」を「任用期間」に改め、

同条の次に次の一条を加える。

（休憩時間）

第十七条の三 時間講師の休憩時間については、勤務時間条例第七条の規定を準用する。

第十八条から第二十二條までを次のように改める。

（年次有給休暇の付与）

第十八条 年次有給休暇は一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、各学校における所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間（以下「第十八条在職期間」という。）に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。

2 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数に応じて当該学校ごとに年次有給休暇を与える。

3 第一項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかつた日数がある場合には、翌年度に限りこれを請求することができる。ただし、前年度の当該学校における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務時間の総数に対する勤

務した時間の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない時間講師については、この限りでない。

4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した時間とみなす。

一 条例第五条に規定する休暇により勤務しなかつた期間

二 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業を承認されて勤務しなかつた期間

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号。以下「職務専念義務条例」という。）第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間

五 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号。以下「給与減免規則」という。）別表第一号から第四号までの原因に該当する場合で勤務できなかつた期間

5 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、教育委員会は、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。

6 前項ただし書の規定にかかわらず、時間講師が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を時間講師に与えてはならない。

7 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、年次有給休暇を請求する学校において割り振られた一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

8 第一項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職を除く。）にあつた者が引き続き時間講師として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度中途において引き続き時間講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇の取扱いは、教育長が別に定める。

9 教育委員会は、年次有給休暇を時間講師の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

10 前各項の規定により難い場合の年次有給休暇の取扱いは、教育長が別に定める。
（特別休暇）

第十八条の二 条例第五条第二項に定める時間講師の特別休暇の取扱いについては、次のとおりとする。

一 夏季休暇は一日を単位とし、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）第二十七条第一項に定める夏季の期間において、所定の勤務日数に応じて、別表第二に掲げる日数以内で承認する。

二 前号及び次項から第七項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条の三から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二條第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。

2 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師に限るものとする。

3 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇については、当該休暇を申請する学校において一日につき定められた勤務時間が四時間以上である時間講師に限り一時間を単位として承認するものとする。

4 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

5 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認する。

6 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇及び慶弔休暇の承認期間及び承認回数は、各学校において承認した期間及び回数を通算するものとする。

7 第五項に定めるもののほか、時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務している場合の特別休暇の取扱いについては、教育長が別に定める。

(介護休暇)

第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負

傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において同じ。）を承認するものとする。

2 時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「介護休暇」と、「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

- 一 第十八条在職期間が一年以上である時間講師
- 二 介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない時間講師

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師

4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに介護休暇を与える。ただし、承認する期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。

(介護時間)

第十九条 教育委員会は、時間講師が申請した場合において、当該時間講師が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2 時間講師の介護時間については、勤務時間規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。)」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(次項において「基準時間」とい

う。）」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第十八条の二第一項第二号で準用する勤務時間規則第二十二条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は介護時間を承認するものとする。

一 第十八条在職期間が一年以上である時間講師

二 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師

三 介護時間を申請する学校において一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある時間講師

4 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに介護時間を与える。ただし、承認期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。

第二十条 削除

(年次有給休暇等の申請)

第二十条の二 第十八条及び第十八条の二に規定する休暇の申請については、勤務時

間規則第三十条の規定を準用する。この場合において、教育委員会が別に定める休暇を申請するための様式は、学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第五号）別記第一号様式とする。

（期間計算）

第二十一条 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇及び介護休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務を割り振られない日を含むものとする。

（報酬）

第二十二条 条例第六条に規定する報酬は次のとおりとする。

一 第一種報酬 時間講師の教育職員としての識見及び経験等を基準として、別表第三に定める区分による額

二 第二種報酬 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。）第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、時間講師の通勤の実情等を勘案して、同条の例により算出した額

2 前項第一号に掲げる別表第三に定める区分による額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の時間額を基準として、各年度の四月一日に見直すものとする。第二十二條の次に次の一條を加える。

(報酬の支払)

第二十二條の二 報酬の支払については、給与条例第五條及び学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号。以下「給与規則」という。)第一條の二の規定を準用する。

第二十三條の見出し中「基礎報酬」を「報酬」に改め、同條第一項中「基礎報酬」を「第一種報酬」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第二種報酬の支給方法については、給与条例第十四條第二項の規定を準用する。

3 教育委員会が特に必要と認めたときは、前二項の規定にかかわらず、他の支給方法によることができる。

第二十三條の二第一項中「交通機関の事故」を「給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合」に改め、同條に次の一項を加える。

3 第一項及び前項に規定する免除の手續については、給与条例の適用を受ける職員
の例による。

第二十三條の二を第二十三條の三とし、第二十三條の次に次の一條を加える。

(報酬の減額)

- 第二十三条の二 条例第七条第一項の規定により減額する報酬は第二十二条第一項第一号に掲げる第一種報酬とし、その減額する額は、勤務しない時間の合計（当該合計に一時時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは切り上げ、三十分未満のときは切り捨てる。）に、別表第三に定める額を乗じた額とする。
- 2 第一種報酬の減額は、減額すべき事実のあつた日の翌月の報酬支給の際、行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該報酬支給の際に報酬の減額をすることができない場合には、その後の報酬支給の際、行うことができる。
- 3 第一種報酬の額を減額して支給する場合、教育委員会は、給与規則第八条に規定する給与減額整理簿の例により、報酬減額整理簿を作成し、保管しなければならぬ。

第二十四条及び第二十五条を次のように改める。

(報酬からの控除)

第二十四条 時間講師の報酬からの控除については、給与条例第二十四条の五の規定を準用する。この場合において、同条中「給与」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。

第二十五条 削除

第二十七条を第三十四条とし、第二十六条第三項中「第七条第四項、第十一条」を「第七条」に、「第十八条第一項及び第四項から第六項まで、第十八条の二第二項及び第四項、第十八条の三第二項並びに第二十四条第二項から第四項まで」を「第十七条の三、第十八条の二第二項並びに第二十四条第二項から第四項まで」を「第十七条の三、第十八条の二、第十八条の三、第十九条並びに第二十三条の三第二項及び第三項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 派遣時間講師については、第十八条第四項第四号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号。以下「職務専念義務条例」という。）第二条」及び第二十八条第二項第三号の規定中「職務専念義務条例第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が

定めた条例」と、同号の規定中「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基づく規程に定められた職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に相当する場合」と、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間」とあるのは「職務に専念する義務の特例に関し当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基づく規程に定められた東京都立学校職員の職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間に相当する期間」と読み替えて適用する。

（期末手当の支給対象外職員）

第二十六条 条例第八条の二第一項前段の教育委員会規則で定める時間講師は、次に掲げる者とする。

一 一会計年度において、教育委員会に任用される期間が通算して六月に満たない

者（教育長が別に定める者を除く。）

二 条例第八条の二第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなつた者（第二十九条の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者（以下「休職中の者」という。）

四 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

五 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

六 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

七 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者（基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第三号から第五号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二

百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

九 前各号に定める者のほか、教育長が別に定める者

2 条例第八条の二第一項後段の教育委員会規則で定める時間講師は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第一号、第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失つた者

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

五 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受けることとなつた者

（期末手当の支給割合）

第二十七条 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）第三条の表に定める割合とする。

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第二十八条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける時間講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除算する。

一 第二十六条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第二十六条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職務専念義務条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第二十三条の三第一項に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割

四 休職中の者又は第二十六条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

割

六 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 教育長が別に定める割合

3 第十四条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除算する。

(在職期間の通算)

第二十九条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける時間講師となつた場合においては、条例適用前のこれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける時間講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を

準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第三十条 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額(以下「期末手当基礎額」という。)は、第二十二條第一項第一号により定められた第一種報酬の額に、月曜日から金曜日までの一週間当たりの勤務すべき勤務時間数を乗じ、さらに五十二を乗じて得た額を十二で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。)、又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償

- 条例」という。）の規定による休業補償若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額
- 三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額
- 四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額
- 五 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第三十一条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日(教育長が別に定める場合は十二月十日)

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、教育長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第三十二条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十八条関係)

第十八条 在職期間						任用期間中の勤務日数（右記以外の任用期間の場合）	所定の勤務日数（四月一日から翌年三月三十一日まで任用される場合）
五年	四年	三年	二年	一年	一年未満		
十八日	十六日	十四日	十二日	十一日	十日	二百七十日以上	週五日以上
十三日	十二日	十日	九日	八日	七日	百六十九日から二百六十六日まで	週四日
十日	九日	八日	六日	六日	五日	百二十一日から百六十八日まで	週三日
六日	六日	五日	四日	四日	三日	七十三日から百二十日まで	週二日
三日	三日	二日	二日	二日	一日	四十八日から七十二日まで	週一日

六年以上	二十日	十五日	十一日	七日	三日
------	-----	-----	-----	----	----

別表第一の二を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二（第十八条の二関係）

所定の勤務日数	付与日数
週四日以上	三日
週三日	二日

別表第三（第二十二條關係）

教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数	
一	一年未満	一、八八〇
二	一年以上二年未満	一、九五〇
三	二年以上三年未満	二、〇二〇
四	三年以上四年未満	二、〇九〇

別記第一号様式から別記第七号様式までを削る。

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
十七年以上	十六年以上十七年未満	十五年以上十六年未満	十四年以上十五年未満	十三年以上十四年未満	十二年以上十三年未満	十一年以上十二年未満	十年以上十一年未満	九年以上十年未満	八年以上九年未満	七年以上八年未満	六年以上七年未満	五年以上六年未満	四年以上五年未満
三、三五〇	三、二五〇	三、一五〇	三、〇五〇	二、九六〇	二、八六〇	二、七八〇	二、六六〇	二、五八〇	二、四九〇	二、四〇〇	二、三一〇	二、二三〇	二、一六〇

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第 号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定める者（以下「経過措置の対象者」という。）は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間（以下「経過措置期間」という。）に改正条例による改正前の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第三条に規定する認定の基準（以下「認定基準」という。）に引き続き該当するものの（経過措置期間中に認定基準を満たさなくなった場合はそれ以降の期間を除く。）とする。

3 改正条例附則第二項の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）第十五条の規定を準用する。

4 改正条例附則第三項の人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日数は、九十日とする。

5 経過措置の対象者に係る第一種報酬の額は、この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十二條第一項第一号の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

6 改正後の規則第二十八條の適用については、同條第一項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一日以前の期間は通算しない。ただし、令和二年度に限り、第三十條第一項第一号の六月一日の基準日に係る期末手当について、経過措置の対象者の期末手当の支給に係る期間の算出に当たっては、令和元年十二月二日から令和二年三月三十一日までの在職期間を通算するものとする。

附則別表

教育職員としての経験年数等		時間額（円）		
経験区分	経験年数	令和二年度	令和三年度	令和四年度
一	一年未満			
二	一年以上二年未満	二、一四〇		

十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三
十三年以上十四年未滿	十二年以上十三年未滿	十一年以上十二年未滿	十年以上十一年未滿	九年以上十年未滿	八年以上九年未滿	七年以上八年未滿	六年以上七年未滿	五年以上六年未滿	四年以上五年未滿	三年以上四年未滿	二年以上三年未滿
三、二六〇	三、一七〇	三、〇三〇	二、九四〇	二、八四〇	二、七三〇	二、六三〇	二、五四〇	二、四六〇	二、三八〇	二、三〇〇	二、二二〇
三、一七〇	三、〇三〇	二、九四〇	二、八四〇	二、七三〇	二、六三〇	二、五四〇	二、四六〇	二、三八〇	二、三〇〇	二、二二〇	二、一四〇
三、〇三〇	二、九四〇	二、八四〇	二、七三〇	二、六三〇	二、五四〇	二、四六〇	二、三八〇	二、三〇〇	二、二二〇	二、一四〇	

十八	十七	十六	十五
十七年以上	十六年以上十七年未滿	十五年以上十六年未滿	十四年以上十五年未滿
三、三五〇	三、二六〇	三、二六〇	三、二六〇
三、三五〇	三、二六〇	三、二六〇	三、二六〇
三、三五〇	三、二六〇	三、二六〇	三、一七〇

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務す

る日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第一条 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第六条第一項中「、職員の試験及び選考に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第二号）第二条第九号の規定に基づき」を削り、同条第二項中「選考の方法」を「選考は公募によることとし、その方法」に改め、同条第三項を削る。

第七条第四項を削る。

第十六条の次に次の一条を加える。

（勤務時間）

第十六条の二 条例第九条に規定する職務の性質によりこれにより難しい場合の勤務時間は、一日につき五時間とする。

第十七条第一項中「一月につき十六日とする」を「一任期につき百九十二日を超えない範囲内で、月十六日相当の日数を教育長が別に定める」に改め、同条第二項

中「職務の性質により特別の勤務形態によつて勤務する必要のある場合の勤務日数は、一任期につき百九十二日を超えない範囲内で、月十六日」を「前条の規定により一日の勤務時間が五時間と定められた日勤務講師の勤務日数は、一任期につき二百十六日を超えない範囲内で、月十八日」に改める。

第十九条の二中「七時間四十五分」を「定められた」に改める。

第二十条第四項第五号中「第一項から第四項まで」を「第一号から第四号まで」に改め、同条第七項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改める。

第二十四条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改める。

第二十六条第一項第一号中「別表第三」を「一日の勤務時間を基準として、別表第三」に改める。

第二十九条第一項中「第一項から第四項まで、第七項及び第十五項」を「第一号から第四号まで、第七号及び第十五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項及び前項に規定する免除の手續については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第二十九条第四項及び第五項を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第二十六条関係）

<p>一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師</p>	<p>報酬額（月）</p>	<p>一九四、四〇〇円</p>
<p>一日の勤務時間が五時間の日勤講師</p>	<p>報酬額（月）</p>	<p>一四一、一〇〇円</p>

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

第二条 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（平成三

十年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の改正規定中「及び同条第四項」を削る。

第二十二条の二の改正規定を次のように改める。

第二十二条の二第二項中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職
 にあって」に改め、同条第三項中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のい
 ずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第二十条在職期間が一年以上である日勤講師
- 二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある日勤

講師

第三十一条を第三十八条とし、第三十条を改め、同条を第三十七条とし、第二十九条の二の次に七条を加える改正規定のうち、第三十条第二項第三号中「（法第十

六条第一号に該当して失職した者を除く。）」を削る。

附則第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、附則に次の一項を加える。

4 改正後の規則第三十二条の適用については、同条第一項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一日以前の期間は通算しない。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（第三十一条を第三十八条とし、第三十条を改め、同条を第三十条とし、第二十九条の二の次に七条を加える改正規定のうち第三十条第二項第三号の改正規定を除く。）公布の日

二 第二条中第三十一条を第三十八条とし、第三十条を改め、同条を第三十七条とし、第二十九条の二の次に七条を加える改正規定のうち第三十条第二項第三号の

改正規定
令和元年十二月十四日

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「には」を「で」に改め、「、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の適用を受ける職員にあっては都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十八条の規定を」を削り、同条に次の一項を加える。

3 条例第十五条第二項の規定により報酬を減額する場合で、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の適用を受ける職員のうち、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の適用を受ける職員にあっては同規則第二十八条の規定を、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の適用を受ける職員にあっては同規則第二十三条の二の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

新 旧 対 照 表 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（39頁）
- 4 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（53頁）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第二十五条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第七まで（現行のとおり） 別表第八 昇格時職務区分別号給表（第20条関係） イ（現行のとおり）			第一条から第二十五条まで（並） 別表第一から別表第七まで（並） 別表第八 昇格時職務区分別号給表（第20条関係） イ（略）				
ロ 公安職給料表8級昇格時職務区分別号給表							
職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給	職務区分	昇格の日における職		昇格後の号給
	組織の名称	職			組織の名称	職	
一	警視庁及び 東京消防庁	(現行のとおり)	(現行のとおり)	一	警視庁及び 東京消防庁	(略)	(略)
二	警視庁	本部の課の課長 府中運転免許試験場場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長	(現行のとおり)	二	警視庁	本部の課の課長 <u>取調監督室長</u> 府中運転免許試験場場長 第一方面交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 サイバー攻撃対策センター所長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 捜査支援分析センター所長 第一機動捜査隊長	(略)

<p>組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部 における総合調整を担当するもの 警察学校の部長(職務区分—に規定 するものを除く。) オリンピック・パラリンピック総合 対策官 警察署長のうち極めて困難な業務 を所掌するものであって、別に定め るもの</p>	<p>生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部 における総合調整を担当するもの 警察学校の部長(職務区分—に規定 するものを除く。) オリンピック・パラリンピック総合 対策官 警察署長のうち極めて困難な業務 を所掌するものであって、別に定め るもの</p>
<p>東京消防庁 (現行のとおり)</p>	<p>東京消防庁 (略)</p>

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （任用数）</p> <p>第三条 時間講師の任用数は、予算の範囲内で東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める。 （任用）</p> <p>第四条 時間講師は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育委員会が任命する。</p> <p>2 選考は公募によることとし、その方法その他必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>第一条及び第二条（略） （定数）</p> <p>第三条 時間講師の定数は、予算の範囲内で教育委員会が定める。</p> <p>（任命）</p> <p>第四条 時間講師は、教育委員会が任命する。</p> <p>2 時間講師を任命する場合は、次に掲げる書類に基づき行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 誓約書 二 最終学校の卒業証明書 三 履歴書 四 健康診断書 五 教育職員免許状写 六 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類 <p>3 時間講師の任命に係る辞令は、別記第一号様式とする。</p> <p>第五条（略） （欠格条項）</p>
<p>第五条（現行のとおり）</p>	<p>第五条（略）</p>

第六條 削除

(服務)

第七條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)に定めるもののほか、時間講師の服務については、東京都立学校職員服務規程(昭和六十三年東京都教育委員会訓令第八号)その他教育委員会が定める服務に関する規程を適用する。

(分限及び懲戒)

第六條 次の各号の一に該当する者は、時間講師となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 都又は区市町村において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者又は第八条第一項第六号に該当しその職を免ぜられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(服務)

第七條 時間講師は、職務の遂行に当たつては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2| 時間講師は、職務の遂行に当たつては、法令及びこの規則に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3| 時間講師は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4| 時間講師は、教育委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(免職)

第八条 時間講師の分限及び懲戒については、職員の分限に関する条例(昭和二十六年東京都条例第八十五号)及び職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年東京都条例第八十四号)の定めるところによる。この場合において、職員の懲戒に関する条例第二条第二項中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)第十二条」とあるのは「学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)第十四条」と、「第十五条」とあるのは「第十七条」と読み替えるものとする。

第九条から第十三条まで 削除

第八条 時間講師が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、教育委員会は職を免ずることができ、

- 一 勤務成績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 刑事事件に関し起訴された場合
 - 五 予算の減少その他やむを得ない事由のために時間講師の定数の改廃又は廃職を生じた場合
 - 六 前条の規定に著しく違反した場合
- 2 前項の規定に基づき職を免ずる場合は、別記第二号様式による辞令を交付する。
 - 3 第一項第一号から第五号までの規定に該当し職を免じようとする場合は、免職日の少なくとも三十日前に別記第三号様式による文書をもつて予告するものとする。
- 第九条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号に規定する事項に該当する場合は、当該各号に規定する期間その職を免じないものとする。
- 一 時間講師が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間
 - 二 条例第二条第二項に規定する準常勤講師(以下「準常勤講師」

(削除)

という。)で産前産後の女子が第十九条第一項により休養する期間及びその後三十日間

(失職)

第九条の二 時間講師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を失う。

- 一 第六条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。
- 二 都において懲戒免職の処分を受けたとき。

(退職)

第十条 時間講師は、任期の満了により当然退職するものとする。

2 時間講師は、任期満了前に別記第四号様式による願いを提出し退職することができる。

3 前項の規定により退職する場合は、別記第五号様式による辞令を交付する。

(研修)

第十一条 教育委員会は、時間講師に対して授業に支障のない限り教科の授業に要する時間に研究及び調査(以下「研修」という。)を命ずることができる。

2 研修を命ずる場合は、別記第六号様式による研修命令簿により研修題目、研修場所その他必要な事項を特定しなければならない。

(出勤)

第十二条 時間講師は、勤務すべき所定の時刻までに出勤し、自ら出勤簿にあらかじめ届け出た印をもつて押印しなければならない。

(削除)

(勤務時間)

第十四条 条例第四条第一項の勤務時間は、一週間を単位として二十
六時間を超えない範囲内で定める。

(削除)

(削除)

2及び3 (現行のとおり)

第十五条及び第十六条 (現行のとおり)

(休日)

2) 前項の出勤簿の様式及び出勤簿の整理に關し必要な事項は、東京
都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める。

(欠勤等の届出)

第十三条 時間講師は、条例第五条の規定による休暇の場合及び第二
十三条の二に規定する事情により勤務しない場合を除き勤務でき
ないときは、その勤務する学校の校長にあらかじめ休暇等処理簿に
より届け出なければならぬ。ただし、疾病等やむを得ない事由に
よりあらかじめ届け出ることができないときは、その旨を速やかに
連絡し、出勤後直ちに届け出なければならぬ。

2) 時間講師は、遅参したとき、又は早退しようとするときは、その
勤務する学校の校長に休暇等処理簿により届け出なければならぬ。

3) 前二項の休暇等処理簿の様式は、学校職員の休暇処理に關する規
程(平成十五年東京都教育委員会訓令第五号)別記様式の例による。

(勤務時間)

第十四条 条例第四条第一項の勤務時間は、一週間を単位として次の
各号に規定する時間を超えない範囲内で定める。

一 準常勤講師 二十六時間

二 準常勤講師以外の時間講師 十三時間

2及び3 (略)

第十五条及び第十六条 (略)

(休日)

第十七条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)以下「勤務時間条例」という。)第十二条に規定する日は、休日とする。

2 (現行のとおり)

3 勤務時間が割り振られている日が休日に当たるときは、あらかじめ任用期間の範囲内で勤務時間の振替えをする。

4 (現行のとおり)

(勤務時間の振替え)

第十七条の二 教育委員会が特に必要と認める場合は、勤務時間を任用期間の範囲内で、月曜日から金曜日までのほか、日曜日、土曜日又は休日に振り替えることができる。

(休憩時間)

第十七条の三 時間講師の休憩時間については、勤務時間条例第七条の規定を準用する。

(年次有給休暇の付与)

第十八条 年次有給休暇は、一会計年度ごとの休暇とし、その日数は、各学校における所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数及び東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間(以下「第十八条在職期間」という。)に応じて、一会計年度において別表第一のとおりとする。

2 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を兼ねて勤務

第十七条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)第十二条に規定する日は、休日とする。

2 (略)

3 勤務時間が割り振られている日が休日に当たるときは、あらかじめ当該月内で勤務時間の振替えをする。

4 (略)

(勤務時間の振替え)

第十七条の二 教育委員会が特に必要と認める場合は、勤務時間を当該勤務時間の属する週を含めた四週間の範囲内で、月曜日から金曜日までのほか、日曜日、土曜日又は休日に振り替えることができる。

(新設)

(年次有給休暇の付与)

第十八条 教育委員会は、四月一日から翌年の三月三十一日まで(以下「年度」という。)の一年間継続して任用される時間講師に対し、週当たりの勤務日数に応じて別表第一に規定する日数の年次有給休暇を与える。ただし、前年度一年間継続して当該学校において勤務し、その勤務日数が勤務すべき全勤務日数の八割に満たなかつた時間講師に対しては、年次有給休暇を与えない。

2 前項に規定する時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を

しているときは、各学校における所定の勤務日数又は任用期間中の勤務日数に応じて当該学校ごとに年次有給休暇を与える。

3 第一項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかつた日数がある場合には、翌年度に限りこれを請求することができる。ただし、前年度の当該学校における勤務実績（一の年度において割り振られた勤務時間の総数に対する勤務した時間の割合をいう。以下同じ。）が八割に満たない時間講師については、この限りでない。

4 勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した時間とみなす。

一 条例第五条に規定する休暇により勤務しなかつた期間

二 公務上の傷病又は通勤による傷病により勤務しなかつた期間

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項の規定により育児休業を承認されて勤務しなかつた期間

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号。以下「職務専念義務条例」という。）第二条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかつた期間

五 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号。以下「給与減免規則」という。）別表第一号から第四号までの原因に該当する場合で勤務できなかつた期間

数校兼ねて勤務しているときは、各学校における週当たりの勤務日数に応じて当該学校ごとに年次有給休暇を与える。

3 第一項に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかつた日数がある場合には、翌年度に限り当該学校においてこれを請求することができる。

4 教育委員会は、任用の期間が年度の一年間継続しない時間講師（第一項に規定する時間講師を兼ねる者を含む。）に対し、任用期間中の勤務日数に応じて別表第一の二に規定する日数の年次有給休暇を当該任用ごとに与える。ただし、前年度当該学校において勤務し、その勤務日数が勤務すべき全勤務日数の八割に満たなかつた時間講師に対しては、年次有給休暇を与えない。

5| 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、教育委員会は、職務に支障がないと認めるときは、一時間を単位として与えることができる。

6| 前項ただし書の規定にかかわらず、時間講師が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を時間講師に与えてはならない。

7| 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、年次有給休暇を請求する学校において割り振られた一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

8| 第一項の規定にかかわらず、東京都のいづれかの職(会計年度任用の職を除く。)にあつた者が引き続き時間講師として新たに任用される場合又は東京都の会計年度任用の職に在職する者が年度の中途において引き続き時間講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇の取扱いは、教育長が別に定める。

9| 教育委員会は、年次有給休暇を時間講師の請求する時季に与えなければならぬ。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが職務に支障のある場合には、他の時季にこれを与えることができる。

10| 前各項の規定により難い場合の年次有給休暇の取扱いは、教育長

5| 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、教育委員会は、通常勤務講師について職務に支障がないと認めるときは、半日又は一学年において五日の範囲内(その年の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で一時間を単位として与えることができる。

6| 年次有給休暇は、時間講師から請求があつたときに与えるものとする。ただし、教育委員会は、職務に支障があるときは他の時季に与えることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

が別に定める。

(特別休暇)

第十八条の二 条例第五条第二項に定める時間講師の特別休暇の取扱いについては、次のとおりとする。

一 夏季休暇は一日を単位とし、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。)第二十七条第一項に定める夏季の期間において、所定の勤務日数に応じて、別表第二に掲げる日数以内で承認する。

二 前号及び次項から第七項までに定めるもののほか、時間講師の特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条の三から第二十五条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、勤務時間規則第十七条第一項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該時間講師について定められた勤務時間」と、勤務時間規則第二十三条の三第二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」とあるのは「一の年度」と読み替えるものとする。

2 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇の承認については、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師に限るものとする。

3 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇については、当該休暇を申請する学校において一日

(病気休暇)

第十八条の二 病気休暇は、準常勤講師が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として与える。

2 病気休暇は、原則として、一日を単位として承認する。

3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

につき定められた勤務時間が四時間以上である時間講師に限り一時間を単位として承認するものとする。

4 | 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもつて一日とする。ただし、勤務する日により勤務時間数が異なる時間講師の一時間を単位として与えられた当該休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

5 | 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を教校兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに子どもの看護休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認する。

6 | 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇及び慶弔休暇の承認期間及び承認回数、各学校において承認した期間及び回数を通算するものとする。

7 | 第五項に定めるもののほか、時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を教校兼ねて勤務している場合の特別休暇の取扱いについては、教育長が別に定める。

(介護休暇)

第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇

4 | 病気休暇を請求するときは、教育委員会が定める場合を除き、医師の証明書を示さなければならない。

5 | 第一項から第三項までの規定により療養した期間においては、引き続き九十日の範囲内で任期を限度にその職を免じないものとする。

6 | 条例第七条第一項の教育委員会規則で定める日数は、一回について引き続き九十日とする。

(新設)

(公民権行使等休暇)

第十八条の三 公民権行使等休暇は、勤務時間の全部又は一部において、準常勤講師の選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行(以下「公民権行使等」という。)をするために与える休暇であつて、その期間は、必要と認められる時間とする。

(短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において同じ。)を承認するものとする。

2| 時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのは「介護休暇」と、「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と、同条第三項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

3| 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は介護休暇を承認するものとする。

一 第十八条在职期間が一年以上である時間講師

二 介護休暇開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、東京都のいずれかの職に引き続き任用されないことが明らかでない時間講師

三 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師

4| 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を教員兼ねて勤務しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに介護休暇を与える。ただし、承認する期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。

(介護時間)

2| 教育委員会は、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない限り、その請求に係る時限を変更することができる。

3| 教育委員会は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。

(新設)

(妊娠出産休暇)

第十九条 教育委員会は、時間講師が申請した場合において、当該時間講師が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「介護時間」という。)を承認するものとする。

2) 時間講師の介護時間については、勤務時間規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内(東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。)(一)と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)(一)と、同条第三項中「第二十二條」とあるのは「第十八條の二第二項第二号で準用する勤務時間規則第二十二條」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

3) 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は介護時間を承認するものとする。

- 一 第十八条在職期間が一年以上である時間講師
- 二 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師
- 三 介護時間を申請する学校において一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある時間講師

4) 時間講師が条例第一条に規定する都立学校等を数校兼ねて勤務

第十九条 妊娠出産休暇は、女子の準常勤講師に対し、その妊娠中及び出産後を通じて引き続く十六週間(多胎妊娠の場合にあつては、二十週間)以内の休養として任期の範囲内で与える休暇とする。

2) 教育委員会は、妊娠出産休暇を出産予定日以前の少なくとも六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)、出産後の少なくとも八週間与えるものとする。ただし、出産後六週間を経過した女子の準常勤講師が勤務に就くことを申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就くときは、この限りでない。

3) 妊娠出産休暇を請求するときは、医師若しくは助産師の証明書又は母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定に基づく母子健康手帳を示さなければならない。

(新設)

しているときは、各学校における一週間の所定の勤務日数に応じて当該学校ごとに介護時間を与える。ただし、承認期間については、当該年度において各学校で承認した期間を通算するものとする。

第二十条 削除

(慶弔休暇)

第二十条 慶弔休暇は、準常勤講師が結婚するとき、準常勤講師の親族が死亡したときその他の勤務しないことが相当と認められる場合に与える休暇とする。

2| 慶弔休暇は、一日を単位として、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める日数の範囲内で承認する。

一| 準常勤講師が結婚する場合 引き続く七日

二| 準常勤講師の親族(別表第二に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 教育委員会が承認した日から引き続く別表第二に掲げる日数

三| 準常勤講師の父母の追悼のための特別な行事を行う場合(父母の死亡後十五年以内に行う場合に限る。) 一日

3| 前項第一号に掲げる場合の慶弔休暇の始期は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれか早い日(以下「結婚の日」という。)の一週間前の日から結婚の日後六月までの期間内の日とする。

4| 第二項第二号又は第三号の場合において、遠隔の地に旅行する必要があるときは、往復に通常要する日数を加算することができる。

5| 慶弔休暇を請求するときは、結婚等の事実を確認できる証明書等を示さなければならない。

(年次有給休暇等の申請)

第二十条の二 第十八条及び第十八条の二に規定する休暇の申請については、勤務時間規則第三十条の規定を準用する。この場合において、教育委員会が別に定める休暇を申請するための様式は、学校職員の休暇処理に関する規程(平成十五年東京都教育委員会訓令第五号)別記第一号様式とする。

(期間計算)

第二十一条 妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇及び介護休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務を割り振られない日を含むものとする。

(報酬)

第二十二条 条例第六条に規定する報酬は次のとおりとする。

- 一 第一種報酬 時間講師の教育職員としての識見及び経験等を基準として、別表第三に定める区分による額
- 二 第二種報酬 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「給与条例」という。)第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、時間講師の通勤の表情等を勘案して、同条の例により算出した額

2 前項第一号に掲げる別表第三に定める区分による額は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の時間額を基準として、各年度の四月一日に見直すものとする。

(報酬の支払)

(年次有給休暇等の請求等)

第二十条の二 条例第五条の規定により休暇を取得する場合及び第二十三条の二に規定する事情により勤務しない場合の請求等は、第二十三条第三項に規定する休暇等処理簿により行わなければならない。

(期間計算)

第二十一条 第十八条の二、第十九条及び第二十条に規定する休暇の期間には勤務時間を割り振られていない日及び休日を含むものとする。

(基礎報酬)

第二十二条 条例第六条に規定する基礎報酬は次のとおりとする。

- 一 第一種基礎報酬 時間講師の教育職員としての識見及び経験等を基準として、別表第三に定める区分による額
- 二 第二種基礎報酬 時間講師の通勤の表情等を勘案して、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員の給与条例」という。)第十四条の例により算出した額

2 前項第二号に規定する第二種基礎報酬の時間当たりの単価は、月を単位として算出した額を当該時間講師の一月当たりの勤務時間で除して得た額とする。

(新設)

第二十二條の二 報酬の支払については、給与条例第五条及び学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号。以下「給与規則」という。)第一条の二の規定を準用する。

(報酬の支給方法)

第二十三條 第一種報酬は、月の初日からその月の末日までの分を翌月の五日に支給する。ただし、五日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日(その日が二あるときは、五日の前の日)とする。

2 第二種報酬の支給方法については、給与条例第十四条第二項の規定を準用する。

3 教育委員会が特に必要と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、他の支給方法によることができる。

(報酬の減額)

第二十三條の二 条例第七条第一項の規定により減額する報酬は第二十二條第一項第一号に掲げる第一種報酬とし、その減額する額は、勤務しない時間の合計(当該合計に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは切り上げ、三十分未満のときは切り捨てる。)に、別表第三に定める額を乗じた額とする。

2 第一種報酬の減額は、減額すべき事実のあつた日の翌月の報酬支給の際、行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該報酬支給の際に報酬の減額をすることができない場合には、その後報酬支給の際、行うことができる。

(基礎報酬の支給方法)

第二十三條 基礎報酬は、月の初日からその月の末日までの分を翌月の五日に支給する。ただし、五日が日曜日、土曜日又は休日になるときは、五日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日(その日が二あるときは、五日の前の日)とする。

2 教育委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の支給方法によることができる。

(新設)

(新設)

3| 第一種報酬の額を減額して支給する場合、教育委員会は、給与規則第八条に規定する給与減額整理簿の例により、報酬減額整理簿を作成し、保管しなければならない。

(報酬の減額免除)

第二十三条の三 条例第七条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減額規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合とする。

2 (現行のとおり)

3| 第一項及び前項に規定する免除の手續については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(報酬からの控除)

第二十四条 時間講師の報酬からの控除については、給与条例第二十四条の五の規定を準用する。この場合において、同条中「給与」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。

(報酬の減額免除)

第二十三条の二 条例第七条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、交通機関の事故とする。

2 (略)

(新設)

第二十四条 条例第七条第二項の規定により減額を免除することのできる報酬は、時間講師に係る第二十一条第一号に掲げる第一種基礎報酬とする。

2| 時間講師が、前項の報酬の減額の免除を受けようとするときは、別記第七号様式による報酬減額免除申請書を提出しなければならない。

3| 教育委員会は、前項の申請が前条第一項に規定する事由に該当すると認めた場合は、同条第二項に規定する期間の範囲内でこれを承認することができる。

4| 教育委員会は、第二項に規定する報酬減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。

第二十五条 削除

(付加報酬)

第二十五条 条例第六条第二項に規定する付加報酬は、七月一日及び十二月一日にそれぞれ在職する準常勤講師に対して、教育委員会が別に定める日に支給する。

2) 付加報酬の支給額は、別表第三に定める各準常勤講師の第一種基礎報酬額を別に定める方法により月額に換算した額（以下「報酬月額」という。）に、学校職員の給与条例第二十四条第二項に定める支給率を乗じて得た額及び報酬月額に同条例第二十四条の第二項に定める支給率を乗じて得た額に、次項に定める勤務実績に対応する割合を乗じて得た額とする。

3) 付加報酬の支給額の基礎となる勤務実績は、準常勤講師が現に勤務した条例第四条第一項に規定する勤務時間について、時間を単位として計算するものとし、その算定方法は別に定める。

(新設)

(期末手当の支給対象外職員)

第二十六条 条例第八条の二第一項前段の教育委員会規則で定める時間講師は、次に掲げる者とする。

一 一会計年度において、教育委員会に任用される期間が通算して六月に満たない者（教育長が別に定める者を除く。）

二 条例第八条の二第一項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなつた者（第二十九条の適用を受ける者を除く。）

三 法第二十八条第二項第一号又は職員の仕事の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）第二条第三

号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者（以下「休職中の者」という。）

四 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

五 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

六 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

七 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者（基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第三号から第五号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

九 前各号に定める者のほか、教育長が別に定める者

2 条例第八条の二第一項後段の教育委員会規則で定める時間講師は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第一号、第四号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失つた者

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

五 条例の適用を受けていた者で、退職後新たに条例の適用を受け
ることとなつた者

(期末手当の支給割合)

第二十七条 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める支給
割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、学校職
員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第
四十二号)第三条の表に定める割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

第二十八条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける時間講師として
在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たつては、次の各号に掲げる期間に応じ、
当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除
算する。

一 第二十六条第一項第五号に掲げる者として在職した期間 十
割

二 第二十六条第一項第六号に掲げる者として在職した期間 十
割

三 職務専念義務条例第二条の規定により職務に専念する義務を
免除された期間(第二十三条の三第一項に掲げる場合若しくは職
員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十七年東京
都人事委員会規則第一号)第二条第二号に掲げる場合に該当し職
務に専念する義務を免除された期間又は東京都立学校職員の職

(新設)

(新設)

務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割

四 休職中の者又は第二十六条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 教育長が別に定める割合

3| 第十四条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除算する。

（在職期間の通算）

第二十九条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける時間講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2| 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける時間講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（新設）

3] 第一項の期間の算定については、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第三十条 条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額(以下「期末手当基礎額」という。)は、第二十二條第一項第一号により定められた第一種報酬の額に、月曜日から金曜日までの一週間当たりの勤務すべき勤務時間数を乗じ、さらに五十二を乗じて得た額を十二で除して得た額とする。

2] 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日前一箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した者 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。)、又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償等」という。)を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二條の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条

(新設)

例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

三 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

五 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第三十一条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日(教育長が別に定める場合は十二月十日)

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2) 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3) 前二項の規定にかかわらず、教育長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

(新設)

(新設)

第三十二条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(派遣)

第三十三条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 派遣時間講師の身分取扱いのうち、第七条、第十五条、第十七条第二項から第四項まで、第十七条の二、第十七条の三、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十九条並びに第二十三条の三第二項及び第三項に規定する事項については、これを区市町村教育委員会が処理するものとする。この場合において、各規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えるものとする。

4 派遣時間講師については、第十八条第四項第四号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年東京都条例第十六号。以下「職務専念義務条例」という。)

第二条」及び第二十八条第二項第三号の規定中「職務専念義務条例第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例」と、同号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号)第二条第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基づく規程に定められた職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和二十七

(派遣)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 派遣時間講師の身分取扱いのうち、第七条第四項、第十一条、第十五条、第十七条第二項から第四項まで、第十七条の二、第十八条第一項及び第四項から第六項まで、第十八条の二第二項及び第四項、第十八条の三第二項及び第三項、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条の二第二項並びに第二十四条第二項から第四項までに規定する事項については、これを区市町村教育委員会が処理するものとする。この場合において、各規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えるものとする。

(新設)

年東京都人事委員会規則第一号) 第一条第二号に掲げる場合に相当する場合」と、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則(昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号)に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間」とあるのは「職務に専念する義務の特例に關し当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基づく規程に定められた東京都立学校職員の職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間に相当する期間」と読み替えて適用する。

5) (現行のとおり)

第三十四条 (現行のとおり)

別表第一(第十八条関係)

所定の勤務日数(四月一日から翌年三月三十一日まで任用される場合)	週五日以上	週四日	週三日	週二日	週一日
任用期間	二百十日以上	百六十日	百二十日	七十三日	四十八日
中の勤務	七日以上	九日	一日	日	日

4) (略)

第二十七条 (略)

別表第一(第十八条関係)

イ 準常勤講師の年次有給休暇付与日数	週当たり勤務日数	付与日数
一日	一日	三日
二日	二日	七日
三日	三日	十一日
四日	四日	十五日
五日以上	五日以上	二十日

(削除)

第十八条在職期間										場合)	用期間の	以外の任	日数(右記
以上	六年	五年	四年	三年	二年	一年	未滿	一年	一年				
	二十日	十八日	十六日	十四日	十二日	十一日		十日					上
	十五日	十三日	十二日	十日	九日	八日		七日		まで	十六日	ら	二百
	十一日	十日	九日	八日	六日	六日		五日		まで	十八日	ら	百六
	七日	六日	六日	五日	四日	四日		三日			日まで		百二十
	三日	三日	三日	二日	二日	二日		一日			日まで		七十二

別表第一の二(第十八条関係)

間中の	任用期	日から	日から	一日か	九日か	七日以
	四十八	七十三	百二十	百六十	二百十	

イ 準常勤講師の年次有給休暇付与日数

勤続年数											週当たり	勤務日数
上	十年以	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年		
	三日	三日	三日	三日	三日	三日	三日	二日	二日	二日	一日	一日
	七日	七日	七日	七日	六日	六日	五日	四日	四日	三日	二日	二日
	十一日	十一日	十一日	十一日	十日	九日	八日	六日	六日	五日	三日	三日
	十五日	十五日	十五日	十五日	十三日	十二日	十日	九日	八日	七日	四日	四日
	二十日	二十日	二十日	二十日	十八日	十六日	十四日	十二日	十一日	十日	五日以上	五日以上

ロ 準常勤講師以外の時間講師の年次有給休暇付与日数

別表第二(第十八条の二関係)

所定の勤務日数	付与日数
週四日以上	三日
週三日	二日

別表第二(第二十条関係)

親族	日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	十日

ロ 準常勤講師以外の時間講師の年次有給休暇付与日数

任用期間中の勤務日数	付与日数
四十八日から七十二日まで	一日
七十二日から七十三日まで	三日
七十三日から九十八日まで	五日
九十八日から二百十日	七日
二百十日以上	十日

勤務日数	付与日数
七十二日まで	三日
七十二日から二百十日まで	七日
二百十日から二百六十日まで	十一日
二百六十日から二百八十五日まで	十五日
二百八十五日以上	二十日

父母	七日
子	七日
祖父母	三日(時間講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日)
孫	二日
兄弟姉妹	三日
伯父若しくは叔父又は伯母若しくは叔母	一日(時間講師が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日)
おい又はめい	一日
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日(時間講師と生計を一にしていた場合にあつては、七日)
子の配偶者又は配偶者の子	三日(時間講師と生計を一にしていた場合にあつては、七日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日(時間講師と生計を一にしていた場合にあつては、三日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日(時間講師と生計を一にしていた場合にあつては、三日)
伯父若しくは叔父又は伯母若しくは叔母の配偶者	一日

備考

― 日数は、教育委員会が承認した日から起算する。

別表第三(第二十二条関係)

分	教育職員としての経験年数等		時間額(円)
	経験年数		
一	一年未満	一、八八〇	
二	一年以上二年未満	一、九五〇	
三	二年以上三年未満	二、〇二〇	
四	三年以上四年未満	二、〇九〇	
五	四年以上五年未満	二、一六〇	
六	五年以上六年未満	二、二三〇	
七	六年以上七年未満	二、三〇〇	
八	七年以上八年未満	二、四〇〇	
九	八年以上九年未満	二、四九〇	
十	九年以上十年未満	二、五八〇	
十一	十年以上十一年未満	二、六六〇	
十二	十一年以上十二年未満	二、七八〇	
十三	十二年以上十三年未満	二、八六〇	
十四	十三年以上十四年未満	二、九六〇	
十五	十四年以上十五年未満	三、〇五〇	

別表第三(第二十二条関係)

勤務学 校	教育職員としての経験年数等		時間額(円)
	経験区分	経験年数	
小学校	一	一年未満	一、八八〇
中学校	二	一年以上二年未満	一、九五〇
義務教 育学校	三	二年以上三年未満	二、〇二〇
高等学 校、中等 教育学 校及び 特別支 援学校	四	三年以上四年未満	二、〇九〇
	五	四年以上五年未満	二、一六〇
	六	五年以上六年未満	二、二三〇
	七	六年以上七年未満	二、三〇〇
	八	七年以上八年未満	二、四〇〇
	九	八年以上九年未満	二、四九〇
	十	九年以上十年未満	二、五八〇
	十一	十年以上十一年未満	二、六六〇
	十二	十一年以上十二年未満	二、七八〇
間講師 する時	十三	十二年以上	二、八六〇

一 葬祭のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

十八	十七	十六
十七年以上	十六年以上十七年未満	十五年以上十六年未満
三、三五〇	三、二五〇	三、一五〇

(削除)

別記第一号様式(第四条関係)

第1号様式(第4条関係)

発令通知書	
[氏名]	[職層名]
[所屬]	
[発令内容] 東京都公立学校時間講師に任命する	
担当教科	
週当たり勤務時間	
線	線 経歴区分 時間額
任用期間	
年 月 日	
発令権者 東京都教育委員会	

(削除)

別記第一号様式(第八条関係)

別記第一号様式(別記第一号)

<p style="text-align: center;">東京国立女子短期大学 (西暦) (天正)</p> <p>東京国立女子短期大学は、昭和二十一年四月二十日 法律第二十号で、</p> <p style="text-align: center;">学 務 令</p> <p style="text-align: center;">東京国立女子短期大学 東京国立女子短期大学</p>

(削除)

別記第三号様式(第八条関係)

第3号様式(第8条関係)

免 職 予 告 通 知 書	
東京都公立学校時間講師 (改称) (改称)	
都立学校等に勤務する時間講師に對する規則第9条第1項第 号に及ぶ 年 月 日付をもって東京都公立学校時間講師を免する。	
年 月 日	
東京都教育委員会	

(削除)

別記第四号様式(第十条関係)

第1号様式(第10条関係)

連 帯 証	
東京証券取引委員会 殿	
私は、 願ひます。	
年 月 日	ため 年 月 日 法律で定められたことにより
	代表 ①

(削除)

別記第五号様式(第十条関係)

別記第五号様式(第十条関係)

氏名	職名
所属	
備考	
署名欄	

(削除)

第6号様式(第11条関係)

命令号	命令年月日	発令年月日	氏名印	
			評検題目・内容	評検場所

別記第六号様式(第十一条関係)

(削除)

別記第七号様式(第24条関係)

修業年限免除申請書

年 月 日提出

(教育委員会) 所在地 印	所属学校			
	所在地	印		
都立学校等に修業する講師の修業等に関する条例第2条第2項の規定により、 修業の免除を免除されるよう次のとおり申請します。				
修業の修業免除の承認を仰ぎとする日時及び理由				
日		理由		
月 日から 月 日まで 日間 月 日 時から 時 分まで 時間 分				
都立学校等に修業する講師の 修業等に関する条例第2条第2 項及び都立学校等に修業する時 間講師に関する規則第24条第2 項の規定に基づき修業の免除免 除を承認する。 年 月 日 職氏名 印	年 月 日 提出			
	教 養 者 等 認 認			
	課 長	課長代理		
	校 長	経営企画 課 長		

別記第七号様式(第二十四条関係)

改正案

現行

<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する日勤講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号。以下「条例」という。）第二二項に規定する日勤講師をいう。以下同じ。）並びに東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区市町村教育委員会の求めに応じて、当該区市町村教育委員会の所管する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。以下同じ。）に勤務させるため派遣する日勤講師に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条から第五条まで （現行のとおり）</p> <p>(任用)</p> <p>第六条 日勤講師は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育委員会が任命する。</p> <p>2 選考は公募によることとし、その方法その他必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(任期)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する日勤講師（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号。以下「条例」という。）第二三項に規定する日勤講師をいう。以下同じ。）並びに東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が区市町村教育委員会の求めに応じて、当該区市町村教育委員会の所管する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。以下同じ。）に勤務させるため派遣する日勤講師に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条から第五条まで （略）</p> <p>(任用)</p> <p>第六条 日勤講師は、職員の試験及び選考に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第二号）第二九号の規定に基づき、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育委員会が任命する。</p> <p>2 選考の方法その他必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>3 日勤講師の任命に係る辞令は、別記第一号様式とする。</p> <p>(任期)</p>
---	--

第七条 (現行のとおり)

2.及び3 (現行のとおり)

(削除)

第八条から第十六条まで (現行のとおり)

(勤務時間)

第十六条の二 条例第九条に規定する職務の性質によりこれにより
難い場合の勤務時間は、一日につき五時間とする。

(勤務日数)

第十七条 日勤講師の勤務日数は、一任期につき百九十二日を超えな
い範囲内で、月十六日相当の日数を教育長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により一日の勤務時間が五
時間と定められた日勤講師の勤務日数は、一任期につき二百十六日
を超えない範囲内で、月十八日相当の日数を教育長が別に定める。

第十八条から第十九条まで (現行のとおり)

(超過勤務)

第十九条の二 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある
場合には、日勤講師に対し、一日につき定められた勤務時間以外の
時間において勤務することを命ずることができる。この場合にお
いて、当該勤務の実施については、勤務時間規則第七条第一項及び

第七条 (略)

2.及び3 (略)

4 地方公務員法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定による再
任用職員に引き続き日勤講師に任用する場合の再度任用の回数の上
限は、教育長が別に定める。

第八条から第十六条まで (略)

(新設)

(勤務日数)

第十七条 日勤講師の勤務日数は、一月につき十六日とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態に
よって勤務する必要がある場合の勤務日数は、一任期につき百九十
二日を超えない範囲内で、月十六日相当の日数を教育長が別に定め
る。

第十八条から第十九条まで (略)

(超過勤務)

第十九条の二 教育委員会は、公務のため臨時又は緊急の必要がある
場合には、日勤講師に対し、一日につき七時間四十五分の勤務時間
以外の時間において勤務することを命ずることができる。この場
合において、当該勤務の実施については、勤務時間規則第七条第一

第三項から第五項までの規定を準用する。

第十九条の三から第十九条の五まで (現行のとおり)

(年次有給休暇の付与)

第二十条 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 (略)

一から四まで (現行のとおり)

五 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に

関する規則(昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号。以

下「給与減免規則」という。)別表第一号から第四号までの原因

に該当する場合で勤務できなかった期間

5及び6 (現行のとおり)

7 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場

合は、一日の勤務時間をもって一日とする。

8 (現行のとおり)

第二十一条から第二十三条まで (現行のとおり)

(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第二十四条 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短

期の介護休暇を日に換算する場合には、一日の勤務時間をもって一

日とする。

2 (現行のとおり)

第二十四条の二及び第二十五条 (現行のとおり)

項及び第三項から第五項までの規定を準用する。

第十九条の三から第十九条の五まで (略)

(年次有給休暇の付与)

第二十条 (略)

2及び3 (略)

4 (略)

一から四まで (略)

五 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に

関する規則(昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十三号。以下

「給与減免規則」という。)別表第一項から第四項までの原因に該

当する場合で勤務できなかった期間

5及び6 (略)

7 一時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場

合は、七時間四十五分をもって一日とする。

8 (略)

第二十一条から第二十三条まで (略)

(二時間を単位として使用した特別休暇の日への換算等)

第二十四条 一時間を単位として使用した子どもの看護休暇及び短期

の介護休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもって一日

とする。

2 (略)

第二十四条の二及び第二十五条 (略)

(報酬)

第二十六条 (現行のとおり)

一 第一種報酬 一日の勤務時間を基準として、別表第三に定める額及び第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬

二 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

第二十六条の二から第二十八条まで (現行のとおり)

(報酬の減額免除)

第二十九条 条例第十二条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合とする。

2 (現行のとおり)

3 第一項及び前項に規定する免除の手續については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(削除)

(削除)

第二十九条の二から第三十一条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

別表第三(第二十六条関係)

(報酬)

第二十六条 (略)

一 第一種報酬 別表第三に定める額及び第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬

二 (略)

2及び3 (略)

第二十六条の二から第二十八条まで (略)

(報酬の減額免除)

第二十九条 条例第十二条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一項から第四項まで、第七項及び第十五項の原因に該当する場合とする。

2 (略)

3 日勤講師が、報酬の減額の免除を受けようとするときは、別記第二号様式による報酬減額免除申請書を提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請が第一項に規定する事由に該当すると認められた場合は、第二項に規定する期間の範囲内でこれを承認することができる。

5 教育委員会は、第三項に規定する報酬減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。

第二十九条の二から第三十一条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

別表第三(第二十六条関係)

一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額 (月額)	一九四、四〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額 (月額)	一四一、一〇〇円

(削除)

報酬額(月額) 一九四、四〇〇円

別記第一号様式

別記第一号様式(基本欄関係)

発令通知書	
(氏名)	
(任命内容)	
東京都立学校日勤講師(非常勤教員)に任命する	
職務名称	非常勤(年俸182日、原則として月16日勤務)
報酬月額	円
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	
発令検査	東京都教育委員会

(日本職業規格A列4号)

(削除)

別記第二号様式

別記第二号様式(新設申請用)

新設 養護学級申請書

第 〇 〇 〇 〇 号 日 〇 〇 〇 〇 出

[新設者(代表者)]	所属学校		
	所在地	①	

設立申請等に關する情報の取扱いに關する本表等は各都道府県の教育委員会に於て、開示の制限を
受けるべき情報の取扱いを要するものと見做されます。

申請の承認義務の範囲を明らかにする各種表紙の提出

表紙	提出
表紙(表紙) 表紙(表紙) 表紙(表紙) 表紙(表紙) 表紙(表紙)	

設立申請等に關する情報の取扱いに關する本表等は各都道府県の教育委員会に於て、開示の制限を
受けるべき情報の取扱いを要するものと見做されます。

申請内容	年 月 日 付 表		
	年 月 日	表紙	表紙
表紙(表紙)	表紙	表紙	表紙
	表紙	表紙	表紙

②

〔付 表紙(表紙)〕

改正案

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七十条の規定に基づき任用される非常勤の職員として、」を削る。

第七条第三項第二号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を加え、同項第三号中「地方公務員法」を「法」に改める。

第九条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第二十条第一項中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改め、同条第二項中「地方公務員法」を「法」に、「日勤講師に任用された日」を「新たに日勤講師に任用された日」に、「付与された」を「付与されていた」に改め、同条第四項第三号中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第二十二条第三項第一号中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

第二十二條の二第二項中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改め、同条第三項中「在職期間が一年以上である」を「次の各号のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第二十条在職期間が一年以上である日勤講師
- 二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である

現行

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七十条の規定に基づき任用される非常勤の職員として、」を削る。

第七条第三項第二号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」を加え、同項第三号及び同条第四項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第九条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第二十条第一項中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改め、同条第二項中「地方公務員法」を「法」に、「日勤講師に任用された日」を「新たに日勤講師に任用された日」に、「付与された」を「付与されていた」に改め、同条第四項第三号中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第二十二条第三項第一号中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

第二十二條の二第二項中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改め、同条第三項中「在職期間」を「第二十條在職期間」に改める。

勤務日がある日勤講師

第三十一条を第三十八条とし、第三十条第三項第二号中「第三十条第二項及び第三項」を「第三十条第二項」に改め、同条第四項中「第二條」の下に「及び第三十二條第二項第三号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する條例第二條」を、「條例」の下に」と、同号の規定中「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員會規則第一号）第二條第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた條例又は当該條例に基づく規程に定められた職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員會規則第一号）第二條第二号に掲げる場合に相当する場合」と、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員會規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間」とあるのは「職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた條例又は当該條例に基づく規程に定められた東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員會規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間に相当する期間」を加え、同条を第三十七條とし、第二十九條の二の次に次の七條を加える。

（期末手当の支給対象外職員）

第三十条 條例第十三條の二の規定により準用する條例第八條の二第一項前段の教育委員會規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

第三十一条を第三十八条とし、第三十条第三項第二号中「第三十条第二項及び第三項」を「第三十条第二項」に改め、同条第四項中「第二條」の下に「及び第三十二條第二項第三号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する條例第二條」を、「條例」の下に」と、同号の規定中「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員會規則第一号）第二條第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた條例又は当該條例に基づく規程に定められた職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員會規則第一号）第二條第二号に掲げる場合に相当する場合」と、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員會規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間」とあるのは「職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた條例又は当該條例に基づく規程に定められた東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員會規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間に相当する期間」を加え、同条を第三十七條とし、第二十九條の二の次に次の七條を加える。

（期末手当の支給対象外職員）

第三十条 條例第十三條の二の規定により準用する條例第八條の二第一項前段の教育委員會規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

一 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者（以下「休職中の者」という。）

二 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

三 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

四 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者（基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第一号から第三号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

七 前各号に定める者のほか、教育長が別に定める者

2 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の二第一項後段の教育委員会規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当した者

一 法第二十八条第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）第二条第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者（以下「休職中の者」という。）

二 法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

三 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

四 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者（基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第一号から第三号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

七 前各号に定める者のほか、教育長が別に定める者

2 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の二第一項後段の教育委員会規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当した者

- 二 法第二十八条第一項の規定により免職された者
- 三 法第二十八条第四項の規定により職を失つた者

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

(期末手当の支給割合)

第三十一条 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の
 二 第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間における
 その者の在職期間の区分に応じ、学校職員の期末手当に関する規則
 (昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号) 第三条の表に定
 める割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

第三十二条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける日勤講師として
 在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、
 当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除
 算する。

- 一 第三十条第一項第三号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第三十条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定
 により職務に専念する義務を免除された期間(第二十九条第一項
 に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関す
 る規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号) 第二条第二
 号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間

- 二 法第二十八条第一項の規定により免職された者
- 三 法第二十八条第四項の規定により職を失つた者(法第十六条第
 一号に該当して失職した者を除く。)

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

(期末手当の支給割合)

第三十一条 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の
 二 第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間における
 その者の在職期間の区分に応じ、学校職員の期末手当に関する規則
 (昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号) 第三条の表に定
 める割合とする。

(期末手当の支給割合算定に係る在職期間)

第三十二条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける日勤講師として
 在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、
 当該期間にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除
 算する。

- 一 第三十条第一項第三号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第三十条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定
 により職務に専念する義務を免除された期間(第二十九条第一項
 に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関す
 る規則(昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号) 第二条第二
 号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間

又は東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。）十割

四 休職中の者又は第三十条第一項第二号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 教育長が別に定める割合

3 第十八条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除算する。

（在職期間の通算）

第三十三条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける日勤講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける日勤講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

又は東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。）十割

四 休職中の者又は第三十条第一項第二号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間 教育長が別に定める割合

3 第十八条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除算する。

（在職期間の通算）

第三十三条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける日勤講師となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける日勤講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第三十四条 条例第十三条の二により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める額(以下「期末手当基礎額」という。)は、当該職員の受ける第一種報酬(第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日勤講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。))又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償等」という。)を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく

3 第一項の期間の算定については、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第三十四条 条例第十三条の二により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める額(以下「期末手当基礎額」という。)は、当該職員の受ける第一種報酬(第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日勤講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。))又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償等」という。)を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額

二 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく

期末手当基礎額

三 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第三十五条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、教育長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第三十六条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第二中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に任用されていた日勤講師は、この規

期末手当基礎額

三 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額

四 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第三十五条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

一 六月一日の基準日に係る期末手当にあつては六月三十日

二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあつては十二月十日

2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、教育長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第三十六条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第二中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

附則

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に任用されていた日勤講師は、この規

則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第二項に規定する前年度に任用されていた者とみなす。この場合において、当該日勤講師の同条第三項に規定する再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

3 この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二条の二の規定により承認された介護時間の取得の初日は、改正後の規則第二十二条の二の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

4 改正後の規則第三十二条の適用については、同条第一項の規定にかかわらず、令和二年三月三十一日以前の期間は通算しない。

則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第二項に規定する前年度に任用されていた者とみなす。この場合において、当該日勤講師の同条第三項に規定する再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

3 この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二条の二の規定により承認された介護時間の取得の初日は、改正後の規則第二十二条の二の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

（追加）

改正案	現行
<p>第一条から第九条まで（現行のとおり） （給与等の減額）</p> <p>第十条（現行のとおり）</p> <p>2 条例第十五条第二項の規定により報酬を減額する場合で、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の適用を受ける職員にあつては、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第十四条の規定を準用する。</p> <p>3 条例第十五条第二項の規定により報酬を減額する場合で、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の適用を受ける職員のうち、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の適用を受ける職員にあつては同規則第二十八条の規定を、都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の適用を受ける職員にあつては同規則第二十三条の二の規定を準用する。</p> <p>第十一条（現行のとおり） 別記第一号様式から第五号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第九条まで（略） （給与等の減額）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 条例第十五条第二項の規定により報酬を減額する場合には、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の適用を受ける職員にあつては、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第十四条の規定を、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の適用を受ける職員にあつては都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十八条の規定を準用する。</p> <p>（新設）</p> <p>第十一条（略） 別記第一号様式から第五号様式まで（略）</p>